

平成 24 年度以降の瀬戸内海広域漁業調整委員会について（案）

1. 開催時期

秋・翌春の年 2 回を基本とし、必要に応じて追加開催。

2. 主な内容

(1) 国が作成した資源回復計画に係る取組状況、資源状況等のフォローアップ

(2) 瀬戸内海における広域資源管理の推進

瀬戸内海においては、府県が作成する資源管理指針に基づき資源管理措置が推進されるが、府県を跨がる広域的な資源については関係者の連携・協力による取組が重要であり、必要に応じて瀬戸内海広域漁業調整委員会において、当該取組内容等について協議・調整を行う。

なお、瀬戸内海広域漁業調整委員会による資源管理措置の協議・調整を行う場合には、あらかじめ瀬戸内海漁業調整事務所、関係府県等による検討会を通じて、研究機関、関係漁業者等の意見聴取等を行うこととする。

(3) 委員会指示

資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動。

(4) 瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会による種苗放流等の取組状況を聴取し、漁獲管理と種苗放流の連携に関し協議・調整を行う。